

3

せいねんこうけんせいど 成年後見制度について

最高裁判所作成の
パンフレット抜粋

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは??

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。



Q

せいねんこうけんせいど

成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A

にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど

任意後見制度と法定後見制度があります。

● 判断能力が**不十分になる前**に ▶

1 『任意後見制度』へ

● 判断能力が**不十分になってから** ▶

2 『法定後見制度』へ

1

にんいこうけんせいど 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公正人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公正役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

にんいこうけんけいやく 任意後見契約締結

判断能力の低下

にんいこうけんかんたくにん
家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

にんいこうけんかんたくにん
任意後見監督人の選任

にんいこうけんけいやく
任意後見契約の効力発生





2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、せいねんこうけんじん成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「ほじょ補助」「ほさ保佐」「こうけん後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

	<small>ほじょ</small> 補助	<small>ほさ</small> 保佐	<small>こうけん</small> 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
<small>せいねんこうけんじん</small> 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
<small>せいねんこうけんじん</small> 成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

- ※1 せいねんこうけんじん成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※ ほさせいど保佐制度及びこうけんせいど後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。
- ※ ほじょ補助開始のしんぱん審判、ほじょじん補助人にどういけん同意権・だいりけん代理権を与えるしんぱん審判、ほさにん保佐人にだいりけん代理権を与えるしんぱん審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

